

# 高齢者に対する補聴器購入費の助成について

## 【井原市高齢者補聴器購入費助成事業】

加齢による聴力の低下により、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に、コミュニケーション能力の維持向上や社会参加の促進を図ることを目的に補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

### ○対象者

次の全ての条件を満たしている人を、助成金の対象とします。

- ☐ 市内に住所を有する満65歳以上の人
- ☐ 住民税非課税世帯に属する人（世帯員全員が住民税非課税）
- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人
- ☐ 耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる人
- ☐ 両耳の聴力レベルが、いずれも40デシベル以上70デシベル未満の人
- ☐ 過去に本事業による助成を受けていない人
- ☐ 全ての世帯員が市税を滞納していないこと

### ○助成額

- ・ 補聴器購入にかかる費用の1/2以内 上限50,000円
- ・ 助成を受けられるのは一人1回限りです。
- ・ 修理代、文書料、診察料（受診料）は対象になりません。
- ・ 専門業者（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）から購入したものに限りします。

### ○ご注意いただきたいこと

- ・ 市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外になります。
- ・ 診療情報提供書を取得するため、耳鼻科を受診された際に「補聴器購入より先に治療をした方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は、医師の指示に従ってください。
- ・ 補聴器は集音器と異なり、単に音を大きくするのではなく、本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また、あわない器具を使用した場合、症状が悪化する可能性があります。そのため、井原市の助成制度では専門知識・技能を持った販売店（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）からの購入を条件としています。
- ・ 補聴器は高額なものがあり、また購入すると返品が出来ない事も多いので、よく家族や医師と相談の上、購入してください。

### ○お問い合わせ先

〒715-8601 井原市井原町311-1 井原市役所 福祉課 社会福祉係

電話：(0866) 62-9516 FAX：(0866) 62-9310 【裏面もご覧ください。】

## ◆手続きの流れ



交付決定通知書を受け取る前に購入したものは、対象外になるのでご注意ください。

① 市役所で申請書をもらう



② 耳鼻科を受診し「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう



③ ②で医師からもらった書類を基に「認定補聴器専門店」又は「認定補聴器技能者」に相談のうえ、見積書を作成してもらう



④ 市役所へ申請書を提出



⑤ 市役所で内容の審査を行った上で「助成金交付決定通知書」が送付される



⑥ 決定通知書を確認し補聴器購入する



⑦ 市役所へ助成金請求書を提出



⑧ 市役所から助成金が振込まれる

申請書を提出していただくと、非課税世帯であること・市民税等に滞納が無いことを確認いたします。なお、直近で転入されているなど、井原市で課税情報がわからない際には、前住所地等で課税証明書を取得してもらう場合があります。

受診した際に「補聴器購入より先に治療をした方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合、補聴器購入手続きの前に医師の指示に従ってください。

販売店では、ご自身にあった補聴器を選ぶため、実際に一定期間使用し確認の上（必要性に応じて）、見積書が作成されます。

### ○申請に必要な書類

- ☐ 申請書
- ☐ 補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
- ☐ 見積書【宛名が申請者のもの】
- ☐ 認定補聴器技能者カードの写し【認定補聴器技能者作成の場合】
- ☐ 対象者の属する世帯全員の所得・課税証明書【市の公募で税情報を確認できない場合】

必ず見積書に記載された補聴器を、見積りのお店で購入してください。



### ○請求に必要な書類

- ☐ 助成金請求書
- ☐ 領収書の写し【宛名が申請者のもの】